

大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業実施要領

1 目的

この事業は、新型コロナウイルスで影響を受けた地域経済・社会の緊急的な維持と低減期からの復興を図るため、地域の様々な主体の行う地域経済・社会の緊急的な維持と低減期からの復興に向けた取り組みを支援することを目的とする。

2 事業対象者

(1) この事業において対象となる者は、上記の目的に合致する取り組みを行う各種団体とし、任意団体か法人格の有無は問わず、地域団体、業界団体、職員団体、各種協働組合等を対象とする。

(2) ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

①宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体等

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

3 事業の内容

(1) 対象となる事業は、別表に定める真に地域経済・社会の緊急的な維持と復興につながる事業とする。ただし、事業を行うにあたって不適當、不適切と認められるものについては、対象外として取り扱うものとする。例示をすれば次のような内容のものである。

・介護保険等の公的な制度で事業の運営費が賄われるもの等

4 県の助成

知事は、予算の範囲内において、上記3により採択された事業について、別に定める大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

(附 則)

この実施要領は、交付の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別 表

<p>対象となる事業</p>	<p>新型コロナウイルスで影響を受けた地域経済・社会の緊急的な支援及び社会の復興につながる取組で振興局長が認めるもの</p> <p>○最低限の日常生活の維持や企業経営の維持（雇用の確保）、地域コミュニティ・県民活力の存続・維持に繋がる取組など緊急性が高いもの</p> <p>○日常生活の回復に係る取組や顧客の回復、発展のための戦略的な取組、ふれあい・交流を通じた地域ネットワークの回復につながる取組</p> <p>※ただし、以下の取組は対象外とする</p> <p>（１）直接に個人、個社に対する所得補償、売上補填となる取組</p> <p>（２）即時効果のないハード整備事業（直売所の建設、ワーキングスペースの整備など）</p> <p>（３）防疫対策事業（備蓄用マスク、備蓄用消毒液の購入等）</p>
----------------	---

(別紙)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県が実施する他の補助事業等における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名 _____ ㊟

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) _____ 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(注) 間接補助により補助金を交付する場合は、補助事業者（市町村長）が間接補助事業者から当誓約書を徴し、必要な場合には大分県警察本部等との協定に基づき照会すること。